

[事案 2024-238] 転換契約取消等請求

・令和8年2月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年12月に契約した終身保険（契約①）を平成14年6月に終身医療保険（契約②）に転換したが、以下等の理由により、契約②への転換を取り消して契約①を復活させてほしい。または本契約の既払込保険料と解約払戻金の差額相当額である500万円を支払ってほしい。

- (1) 本契約は、本来なら保険の満了日まで継続するものであったが、保険会社に不正があり、不本意ながら平成17年に転換し、解約した。
- (2) 平成17年に契約を下取りに出し、さらに500万円を上乗せする方法で新しい保険の契約をし、月払保険料は4万数千円になった。保険会社はこの新保険料をしばらく請求せず、旧保険料2万5000円のまま1年くらい給与から天引きされていたが、ある日突然保険会社から新保険料4万数千円を来月から支払ってくださいという旨の電話連絡があった。
- (3) 新保険料4万数千円と旧保険料2万5000円の合計約7万円を定年目前にして毎月支払うのは不可能と判断して、後先を考えずに解約した。
- (4) 契約を継続することで、将来の入院等に対する安心感と、葬式費用と若干の金額を得た上で、生前お世話になった方に御礼ができると思っていたが、水泡に帰してしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成17年に申立人との間で保険契約を締結したり、契約転換をしたりした事実はない。
- (2) 申立人との間で締結した保険契約のうち、保険料4万数千円に該当する契約は存在せず、申立人に対し同額の支払を電話で督促した事実もない。
- (3) 申立人が主張するような不正は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①および②、その他の契約の申込手続き時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。